

医療法人改革における地域医療連携推進法人創設に関するコメント

2015 年 4 月 14 日

非営利特定法人 日本障害者センター「社会福祉事業のあり方検討会」

2015 年 4 月 3 日、医療法改正案が閣議決定され、今国会に上程されました。今回の医療法改正案には、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う地域医療連携推進法人（新型法人）の創設が盛り込まれています。確かに、支援が必要な人でも住み慣れた場所で安心して暮らせるような地域包括ケアという考え方は重要で、財政負担も含めて公的責任の下でシステムが構築・運用され、プラスアルファとして地域住民の協力が関わる形であれば、障害者と家族がこれまで求めてきた地域生活の実現につながるものだと考えます。しかし、現在、政府が進めている地域包括ケアシステムは「自助・互助・共助・公助」という時代錯誤の考え方に基づいています。このため、地域医療連携推進法人の創設をはじめとする今回の医療法改革等は、公的責任をボランティアや NPO、公益法人等に転嫁する布石であり、小さな政府を実現するための手段ではないかと私たちは危惧しています。

地域医療連携推進法人の構想は、もともと規制改革会議に端を発する社会福祉法人改革の中で出てきたもので、社会保障制度改革国民会議で提唱された非営利ホールディングカンパニー型法人（新型法人）にさかのぼることができます。当初は、この新型法人は、法人間の合併や権利の移転等のために社会福祉法人が参加する組織として考えられ、社会福祉法人の在り方等に関する検討会では議題の一つの柱となっていました。しかし、医療・介護総合推進法など医療と介護の連携が問題とされる中で、この新型法人は医療法人を中心とした組織として議論されるようになったため、この検討は社会保障審議会（福祉部会）ではなく、医療法人の事業展開等に関する検討会に引き継がれました。そして、新型法人の検討は、医療法人の事業展開等に関する検討会の中心議題となり、第 4 回以降毎回議論が行われ、報告書がまとめられたのです。その後、社会保障審議会（医療部会）を経て、今回の医療法改正案の中に地域医療連携推進法人創設の規定が盛り込まれました。

医療法人の事業展開等に関する検討会のまとめでは、地域医療連携推進法人への社会福祉法人の参加は今後の検討課題とされていたため、私たち社会福祉事業のあり方検討会でも新型法人に関する検討は今後の課題としてきました。しかし、今回の国会に上程された医療法改正案を見ると、社会福祉法人も地域医療連携推進法人に参加できる仕組みが作られることが明らかになりました（第 70 条 二）。法文では参加できる法人は介護事業や地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る法人とされ、地域公益活動が課されたすべての社会福祉法人が参加できるような規定が設けられています。さらに、参加社員に対する出資も認められており、一部大規模法人による実効支配も可能になりえる制度改定（第 70 条の八 2）となっています。

◆社員として参加できる法人は病院だけではない

第 70 条 二：医療連携推進区域において、介護事業^(*)（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする

ための福祉サービス又は保健医療サービスを提供する事業をいう。) その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人(一部抜粋)。

(41) 介護保険事業ではなく、介護事業とされており、内容的には障害福祉事業を行っている法人も対象となっていると解釈することが可能であると考えられます。

◆社員に対して出資が可能である

第 70 条の八 2：地域医療連携推進法人は、次に掲げる要件に該当する場合に限り、出資を行うことができる。

一出資を受ける事業者が医療連携推進区域における医療連携推進業務と関連する事業を行うものであること。

二出資に係る収益を医療連携推進業務に充てるものであること。

三その他医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること

この一方、今回の社会福祉法改正によって、全ての法人に地域公益活動の実施を努力義務として課し、規制緩和をして地域福祉のための資金の外部流出を可能にしようとしています。また、今回の報酬単価改定により、社会福祉法人の経営は切迫した状態に追い込まれました。こうした中で、社員に出資可能で、社会福祉法人も参加できる地域医療連携推進法人(一般社団法人)が創立されるのです。

さらに、社保審福祉部会の報告書では、社会福祉法人は「地域包括ケアシステムの構築において中心的な役割を果たすことが求められる」とされ、地域医療連携推進法人の業務等では、「…地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。(第 70 条の 7)」と規定されています。これらのことから、社会福祉法人を新型法人の中に取り込み、医療法人を中心として地域包括ケアシステムを支える大規模非営利法人を実現するための制度横断的な改革が実施されていることが改めて浮き彫りになりました。

今回の社会福祉法の改革で顕著だったように、地域包括ケアシステムの実現に際して、非営利の地域医療連携推進法人、医療機関、社会福祉法人は、地域医療と福祉を担う公益性の高い法人という理由で、本来の業務に加えて互助(社会貢献)をけん引するための中心的な役割を担わされかねません。現在、政府は営利企業が社会福祉事業にさらに参入しやすいようにイコールフットィングを進め、お金のある人への支援は営利企業、お金がない人や一対一対応が必要な人たちへの支援は社会福祉法人等の非営利法人が担うという体制を作り、社会福祉に所得による格差を持ち込もうとしています。さらに、消費税増税等による経済格差の拡大と大企業に有利な法人税の引き下げを同時に行い、「企業が儲かる国づくり」を進めています。こうした国づくりが進めば、真に医療や福祉を必要とする人たちへのサービスの質が低下し、公的医療や福祉は「安かろう、悪かろう」が当たり前といった状況になるのではないのでしょうか。

社会保障の後退は、障害者人権条約等の人権条約、第 25 条 生存権をはじめとする憲法の人権規定の考え方とは相反し、これらの条約や法律に抵触する問題を引き起こしかねません。今回の一連の制度改革が今後どのように影響し、問題を生んでいくのか、今後とも注意深く見守っていく必要があると考えます。